

令和4年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年12月16日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書
議第145号 市道路線の認定について
議第146号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
議第147号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
議第148号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について
議第149号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について
議第150号 5t級除雪ローダ購入契約の締結について
議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第156号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第5号)
議第160号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算(第3号)
議第161号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第4号)
議第162号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 4 出席委員(6名)
 - 1番 渡辺 昌 君
 - 2番 河村 幸雄 君
 - 4番 川村 敏晴 君
 - 5番 大滝 国吉 君
 - 6番 本間 善和 君
 - 7番 尾形 修平 君
- 5 欠席委員(1名)
 - 3番 川崎 健二 君
- 6 委員外議員(1名)
 - 鈴木 好彦 君
- 7 傍聴議員(4名)
 - 上村 正朗 君
 - 富樫 雅男 君
 - 高田 晃 君
 - 小杉 武仁 君
- 8 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏秋 君
- 9 説明のため出席した者
 - 副 市 長 忠 聡 君
 - 農 林 水 産 課 長 小 川 良 和 君
 - 同 課 農 業 振 興 室 長 中 川 博 之 君
 - 同 課 農 業 振 興 室 副 参 事 菅 井 学 君
 - 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長 伊 藤 幸 夫 君
 - 同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事 臼 井 信 一 君
 - 同 課 未 来 農 業 創 造 推 進 室 長 高 橋 和 憲 君
 - 農 業 委 員 会 事 務 局 長 八 藤 後 茂 樹 君
 - 地 域 経 済 振 興 課 長 田 中 章 穂 君
 - 同 課 経 済 振 興 室 長 富 樫 充 君
 - 観 光 課 長 永 田 満 君

同課観光交流室長	片岡昌幸君
同課観光交流室主幹	小池一栄君
同課観光交流室副参事	園部和枝君
同課観光交流室係長	増子正臣君
建設課長	須貝民雄君
同課整備室長	小田康隆君
同課管理室長	本間孝幸君
同課管理室係長	船山ケイ子君
都市計画課長	大西敏君
同課参事	小野道康君
同課建築住宅室長	宮村勉君
同課都市政策室長	風間貴志君
上下水道課長	稲垣秀和君
同課経営企画室長	林奈美君
同課経営企画室係長	岩澤千聡君
同課経営企画室係長	石井美勝君
同課業務室長	東敏之君
同課工事管理室長	渡邊貴志君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	斎藤雄一君
朝日支所産業建設課長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	小田和弘君

10 議会事務局職員

局長 内山治夫
書記 中山航

(午前10時00分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とし、紹介議員(鈴木好彦君)から補足説明を受けた後、審査に入る。

(補足説明)

鈴木 好彦 おはようございます。免税軽油制度の継続を求める請願ということで、私のほうから若干ご説明させていただく。この請願は、お手元の請願書に示すとおり、免税軽油制度の継続をお願いするものである。本制度は、平成24年から3年ごとに延長されて今日に至るもので、令和6年3月31日で現在の延長措置が終了することから、存続を求めて請願するものである。本市が運営する蒲萄スキー場においては、少雪による休業やコロナによる休止があった年を除く過去5年間で4万2,960リットルの軽油を消費しているが、この免税額は137万9,000円に当たる。本市に限らず、スキー場運営において、軽油をはじめとするエネルギー源は必要不可欠であることから、軽油1リットル当たり32円10銭の負担は切実な問題である。このような状況下、

免税軽油制度の継続を求め、審議をお願いするものだ。よろしく願いいたす。

(審 査)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第2号については、起立全員にて採択すべきものと決定した。

日程第2 議第145号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、私のほうから議第145号 市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、現在一般県道岩船町停車場岩船線となっている八日市地内から岩船上町地内までの区間について、一般国道345号バイパス工事完成後に本市に移管されることで協議が済んでおり、市道認定に当たっての準備が整ったことから、新規認定をお願いするものだ。なお、起終点位置、幅員、延長については議件書の別記に記載のとおりだ。次に、市道路線認定説明図を御覧ください。認定をお願いいたす路線は、一般国道345号交差点側を起点といたして、主要地方道新潟新発田村上線交差点側を終点とする路線となっている。説明については以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第146号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について、議第147号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について、議第148号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について、議第149号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について及び議第150号 5t級除雪ローダ購入契約の締結についての5議案を一括議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)
建設 課長

それでは、議第146号から議第150号までの5議案について一括でご説明いたします。購入する除雪車については、老朽化した既存保有車両の更新1台と、令和5年10月31日をもってリース期間満了を迎える車両12台を入替えるもので、令和4年11月2日に指名競争入札を執行し、それぞれ落札者と仮契約を締結している。なお、半導体不足の影響により、契約から納期までに長期間を要する状況であることから、全ての契約において、納入期限を令和6年3月22日としている。また、全ての車両のトン数のクラスや作業装置については、既存車両と同様である。初めに、議第146号は11トン級除雪ドーザの購入契約の締結についてだが、契約額は1,913万9,640円で、日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしている。こちらは、リース期間満了に伴い購入するもので、11トンドーザ、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ作業装置つき1台を荒川地区に配備いたします。続いて、議第147号は11トン級除雪ドーザになるが、こちらは契約額が1,858万9,640円で、日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしている。こちらにもリース期間満了に伴い購入するもので、除雪ドーザ、11トン級、車輪式、マルチプラウ作業装置つき1台を朝日地区に配備いたします。続いて、議第148号、8トン級除雪ドーザの購入契約についてだが、契約額は4,075万1,181円でコマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと仮契約をしている。こちらにもリース期間満了に伴い購入するもので、除雪ドーザ、8トン級、車輪式、マルチプラウ作業装置つき3台を村上地区に2台、神林地区に1台配備いたします。続いて、議第149号 8 t級除雪ローダ購入契約の締結についてだが、契約額は2,287万9,280円で、日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしている。こちらにもリース期間満了に伴い購入するもので、除雪ローダ、8トン級、車輪式、スノーバケット作業装置つき2台を荒川地区と山北地区に各1台ずつ配備いたします。続いて、議第150号 5 t級除雪ローダ購入契約の締結についてだが、契約額は4,949万7,840円、日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしている。こちらは、リース期間満了に伴う車両5台と老朽化した既設保有車両の更新1台を購入するもので、除雪ローダ、5トン級、車輪式、スノーバケット作業装置つき6台を購入し、荒川地区に4台、神林地区と山北地区に各1台ずつ配備いたします。説明は以上である。

(質疑)
川村 敏晴
建設 課長
川村 敏晴

ほとんどの車両がリース満了について購入というふうなことだが、リースがいいか、購入がいいかというのは別問題として、今市で所有している除雪車の、現有している除雪車のリースの台数と購入車両の台数って、何台、何台というの分かるか。
今年度の除雪計画の中で配備するものになるが、保有機、市が保有するものが38台ある。そして、リースのものが50台、そしてレンタルのものが1台となっている。
今後の経済情勢というのだろう、前の委員会でもリースより保有のほうが資産価値と売却効果等あるのではないかというふうな意見も出ていたので、それはそれでそういう見方もあるのだろうけれども、今後についてはいろんな経済状況の中でリースのよさと管理の中でいろいろあるのではないかなと思うので、ここは私は全て保有に特化するべきものでもないのではないかなというふうなことは思っているので、今後の市の財政状況等よく試算しながら、検討して行ってほしいなと思う。今現実的にこうしたほうが良いという、ちょっと私も細かい試案は持っていないのだが、そんなふうになっていたのでは、今質問させていただいた。以上だ。

渡辺 昌 大きさとか性能にもよるのだろうけれども、購入した場合、おおよそどのくらい使用できるものなのだろうか。

建設 課長 使用の年数については、大体20年以上は使用できるのかなということで考えている。それぞれ場所によって使用する機械の使用環境も違うので、一つの目安ではあるが、20年程度は使えるものと考えている。

渡辺 昌 それと、この議案そのものではないのだけれども、関連した質問としてだが、これは結局使う時期に間に合わないといけないので、早く契約するという事だけれども、6月議会に上がったもの、議決したものが間に合わない可能性があるということで、リースしたけれども、その最初の契約したものは今現在どのくらいの、どういう状況になっているのか教えてください。

建設 課長 6月議会で購入契約のご議決をいただいたもので8トン級以上の大きいものについては、全て予定どおり11月の22日、納入期日までに間に合っている。ただ、1台小さいのがあったのだが、そちらのほうは間に合わず、今納期の延長の変更契約をさせていただいたという状況にある。

渡辺 昌 ということは、リース契約したものはキャンセルのような扱いになったのか。

建設 課長 レンタルの契約したものとリースの契約のものがあって、レンタルのものについてはキャンセルをさせていただいているが、リースのものはリース契約上キャンセルができなかったので、今冬の除雪の中のものもしもの場合の備える予備機として、そのままリース契約は継続している。

本間 善和 建設課長に、今回の購入で多分前回と同様補助金等が見込まれると思うが、その内訳についてお伺いしたいと思う。

建設 課長 今回購入する車両については、緊急自然災害防止対策事業債、起債の充当率が100%で元利償還金の70%が算入される優良債があって、そちらを活用するという事で財源充当を考えている。

本間 善和 確認だけれども、前回のときには社会資本整備交付金3分の2というのを使ったわけだけれども、今回はそれが無いということではよろしいか。

建設 課長 今回のものについては、交付金の充当については、交付金の制度上、先に買って、後で交付金を充当するということができないので、今回購入契約を締結する車両については、全てこの緊急自然災害防止対策事業債を活用するという事で進めている。

本間 善和 もう一点、入札のことなので、あなたが分かればなのだけれども、前回の入札のところで、委員のほうから、地元の業者をなぜ入れないのという質問をしたら、回答として、除雪車という特殊車両なので、取り扱うことが不可能だということで入れないという答弁をいただいた。今回は軒並み入っている。この違いは、経緯は、あなたが分かればひとつお願いしたいと思うが、もし分からなかったら、入札契約手続運営委員会委員の副市長か、ひとつお願いしたいと思うが。

建設 課長 今の件になるが、財政課のほうで契約の業務を進めていて、事前に地元の業者さんの方々に車両船舶類特殊車両、産業用機器類、建設用機械という部門で入札参加資格の登録をしている業者さんに対して、除雪車納入が可能かどうか事前に聞き取りをさせていただいて、その上で納入可能という判断をして市内業者の方を指名をしたということで、契約のほうから伺っている。

本間 善和 ということは、前回のときはその聞き取りをしなかったということなのか。

建設 課長 前回のときは確実な履行を担保するという事で、過去の指名実績に基づいて業者

を選定してきたということで、その際はまだ過去の実績で、市内業者の入札参加の指名をしていなかったの、していなかったということである。

本間 善和

では、確認だけでも、それも聞き取りをしたというのは、新たなことを行ったことによって地元の業者を入れたという格好だというふうに理解したのだが、それよろしいか。

建設 課長
副 市 長

そのとおりである。

私からもお答えさせていただく。今ほど質疑があったように、前回のそういった指摘というか、ご意見をいただいた後に、財政課のほうで地元の業者さんにも資格があるのか、どうなのかということを確認をさせていただいた。この資料にもあるように、市内業者の意欲のあるところには全部応札の案内を出したというふうなことであるけれども、結果は御覧のとおりであったというふうに思う。ただ、入札に参加した業者も、これまでの入札率からすると、少し頑張っていたかかなという、そんな情報もあるので、今後とも市内の資格のある業者さんには参加をいただいた中で、適正な競争原理に基づいた入札が行われるものというふうに理解をしている。よろしく願いいたす。

本間 善和

非常に前回のときから一歩進んだ考え方をさせていただいたということで、私は評価したいと思う。ただし、1つだけ、何件もこうやって同じ業者が全て辞退したという結果に、結果は結果なのだけれども、この結果を見て、ぜひとも副市長は入札契約手続運営委員会なので、私はいかがなものかなと思う。次回からこういう方々を羅列して、十何者、はっきり言えば入札させると。全て、でも辞退していくということにちょっと疑問符を打ったのだけれども、その辺の考えはいかがなものか。

副 市 長

結果がこのようなものであったということで、せっかく市内事業者さんに参加いただいたにもかかわらず、ご辞退をせざるを得なかったというのは、恐らく何かがあるのだろうというふうには思うけれども、今後そういったところも率直な意見交換をしながら、先ほど申し上げたように、適切に入札が実行されていくように市としても働きかけなり、意見交換を行っていきたいというふうに思う。

本間 善和
尾形委員長

結構だ。お願いする。

ほかにないか。ないようだったら、私から1点。これ146号と147号、11トン級ということなのだけれども、147号はこれ作業機は違うけれども、1人乗りになっているというのの理由をちょっと教えてもらえるか。147号のほうだよ。

管理 室長

147号の1人乗りの車両についてだけれども、こちらについて、今現在同じ機械を乗られている業者からの聞き取り等によって、どうしても路線上に、2人乗りになるとキャビンの幅が広がるものだから、枝の支障になるとか、そういうところがあるものだから、キャビンがぶつかって作業ができないという路線がちょっと多くあるというところについて、1人用のキャビンが幅が狭くなるものだから、作業の効率が上がるというところで、今現在も1人用の車両を乗っているというところであるので、同じ車両ということで今回も1人乗りになっている。

尾形委員長

今の理由だと、市道に、民間の枝なのか公の枝なのかは別にしても、支障木があって、それを回避するためにキャビンの狭いやつにしたというのはあるけれども、その理論って本末転倒ではないの。だって、普通公のやつを買うときは、私の感覚からすると、1人乗りにすると、今度補助車がつかないといけないわけだ。経費的にも高くなるし、そのために2人乗りにして補助員を脇に乗せるというのが市の今までのやり方だと思うのだけれども、それってどういうものなのだろう。課長、い

かが思う。

建設 課長 今の件、委員長がおっしゃるとおり、ご指摘のとおりだというふうには考えている。これまで1人乗りで対応してきたということもあったので、今回はそのまま1人乗りで購入をさせていただくが、今後また新たな機械購入の際に検討もさせていただきたいし、道路管理の徹底という部分でも、今後十分対応していきたいというふうに考えている。

尾形委員長 ぜひお願いする。

(議第146号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第146号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第146号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第147号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第147号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第147号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第148号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第148号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第148号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第149号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第149号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第149号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第150号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第150号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第150号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

観光 課長

おはようございます。それでは、議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明をいたします。指定管理者の指定に係る資料でご説明をさせていただく。資料の5ページ、6ページを御覧ください。施設の名称については、村上市町屋造観光案内所だ。この施設は、現在介護高齢施設である村上市コミュニティデイホームを用途変更を行って、観光案内所として指定管理を行うものである。指定管理者となる団体は、一般社団法人村上市観光協会で、指定管理の期間については、令和5年4月1日から令和10年の3月31日までの5年間としている。公募によらない理由といたしては、村上市観光協会は、平成26年3月の村上駅前の観光案内所の開設当初から指定管理を受けていて、利用者からの相談も丁寧に対応するなど、信頼を得ている。また、当該施設についての事業内容についても精通しており、実績もあることから、公募によらず指定管理者として指定をするものとして提案するものである。指定管理料については、5年間で4,560万円としている。なお、指定管理者選定委員会からは了承の答申をいただいている。以上、よろしくお願ひいたします。

(質疑)

河村 幸雄

町屋の観光サポートの機能であったり、地域住民の触れ合う場というふうに考えているようだけれども、駅前案内所との連携した事業を進めていくのであろうかなというふうには思っている。その中で、今後どのような形の事業を進めていく予定であるか、この場所で。

観光 課長

まず、駅前には案内所あるけれども、今現在町屋の景観のほうも整備のほうもされていて、町屋観光の方も増えてきているかと思う。場所的にも市街地の中心ということもある。今現在休憩だとかトイレも利用はしているけれども、あそこを案内所を置くことによって利用者の方の利便も高まるものというふうに思っている。今後旅行社等とも連携しながら、いろんな事業を組んでいければいいかなというふうには考えている。

河村 幸雄

回遊、まちの中を回る観光の拠点として活用するという、今までだと駅前がJRで自転車、サイクリングを貸出しとか、そういうことをしていたけれども、この二、三年、もうコロナ禍を機に一切やめたということであるので、その辺を考えた観光の仕方、そういうための使う場所ということも必要になってくるかと思うし、また観光案内人のボランティアがそこから利用するとか、そんなふうにも考えているの

- だろうか。
- 観光 課長 今現在観光協会を窓口に関光ボランティアもやっているの、その辺との連携も含めて検討していきたいと思う。
- 河村 幸雄 私の要望である。サイクリング、そういうようなものが村上市はないという話もある。観光案内員の方もコロナ禍の中、大変な思いで観光客と接していたのは分かるけれども、高齢でもある中、修学旅行において、村上市は観光案内がつけられなかった、要望に応じてくれなかったという話も多々聞いているので、それは様々な理由があると思うので、改善しながら、そういう場所としてどんどん進めていってもらいたいと思うが、よろしく願いいたす。
- 観光 課長 今ほどご指摘にあったボランティアの人材部分も含めて、今後進めていきたいというふうに思う。
- 渡辺 昌 今の質疑とも重なるのだけれども、現在の駅前案内所、それと今回新しく町屋造観光案内所、距離からいけば徒歩圏内にあるわけで、この町屋造観光案内所は施設としても広く、ゆったりしていることは分かるのだけれども、現在ある駅前の観光案内所と新しくなる役割分担というか、その辺ところをもうちょっと具体的に、どういうふうに考えているのか教えてください。
- 観光交流室長 観光案内の役割的には、駅のほうは広域的なところがまずメインになっている。まち歩きを中心とする町屋造りについては、まず町なかの歩くことが中心となるような意味合いで思っている。ただ、あと今回の案内所については、部屋が1階に2つと2階に2つあって、そこを貸し館として使う予定にしている。このことによって、団体の旅行者などの休憩場所とかに使っていただいて、広く回るときの拠点にしていだけるような施設になればいいなというふうには考えている。
- 渡辺 昌 休館日、営業する日にちとか曜日とか、開いている時間というのはまるっきり同じなのか。それとも、あえてずらしているような工夫はするのか。
- 観光交流室長 休みのところは年末年始のみとなるので、基本的には全て同じ開き日になる。開設日というか。
- （「時間も」と呼ぶ者あり）
- 観光交流室長 時間も、はい。
- 河村 幸雄 今団体等の休憩場ということで、飲食、お酒とか、お酒を出すとかではないけれども、そういう場所としても認めるということか。
- 観光交流室長 今現在デイホームでは飲食等禁止になっているけれども、今回考えている部分としては、例えば7月7日のお祭りの日に2階で旅行商品として料理を食べていただくとかということも想定しているので、お酒についてもオーケーにする予定である。
- 渡辺 昌 今の駅前の観光案内所、入り口のところにお土産品みたいなもの売っているよね。前の質疑の中で、案内所の性質上、大っぴらにというか、あんまり大きくそういうたくさんものを並べて売ることにはできないような話聞いたのだけれども、新しくできるところに関しては、そういうお土産品とか、物産品みたいなのは並べるようなスペースはあるのだろうか。
- 観光交流室長 現在の駅前観光案内所の1階の売店については、場所を観光協会に貸している形になっている。今回の町屋造観光案内所についても、1階の部分を有料で面積に応じて貸し出すことができるようにしているので、今いろいろなお店の方が例えばこのゴールデンウィークにお店を出すとか、そういうことは想定している。
- 本間 善和 課長にちょっとお伺いしたいと思うが、ちょっと関連するのだけれども、駅前の観

光案内所、あの場所に、私来た観光客からご意見、アンケートみたいなものを取るべきではないかと委員会で話したことがあるのだけれども、その後検討して、そういうものを設置したものでしょうか、どんなものでしょうか。

観光 課長
本間 善和
観光 課長
尾形委員長
本間 善和

すみません。アンケートのほうはもともと設置してあるというふうに思っている。どのように活用して、どのような意見があったか。

すみません。詳細についてはちょっと確認していなかった。

この件については、後ほど調べておいてください。

できれば今回の場所にもぜひともそういうものを設置していただきたいと、思うので、よろしく願います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第151号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5

議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長

それでは、議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。同じく資料の7ページから9ページを御覧ください。施設の名称は、朝日みどりの里関連施設、8施設である。指定管理者となる団体は株式会社まほろばで、指定管理期間については令和9年度に道の駅朝日のリニューアルが予定されていることから、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間としている。公募によらない理由としては、株式会社まほろばはこれまで3期11年にわたって適正に管理、運営を行っており、各施設の内容を熟知していること。また、地域住民や利用者のニーズを捉えた運営に努めており、地場産品を積極的に取り扱うなど地域産業の活性化に寄与していることから、これまでの実績を踏まえて、引き続き公募によらず指定することを提案するものである。指定管理料については、4年間で2億4,056万4,000円として提案させていただいている。なお、今回指定管理料の積算方法について見直しを行っている。これまでみどりの里関連施設として一括で積算していたものを施設の性質に応じて、物産会館や食堂、農産物直売所などの収益施設と、それからきれい館やまほろば温泉、休養施設等などの住民福祉を増進する施設の2つに分けて積算した上で、一括で指定管理を行おうとするものだ。収益施設については収益が見込まれるため、一定のベースを設定いたして、納付金及び使用料を市へ納入してもらい、それを上回る収益は指定管理者の収入とすることとしている。それから、住民福祉を増進する施設については、これまでどおり施設の運営に係る経費から施設使用料などの収入を差し引いて不足分を指定管理料として支払うこととしている。なお、指定管理者選定委員会からは了承の答申をいただいている。以上、よろしく願います。

(質 疑)

川村 敏晴 今の2本立て、収益施設と住民福祉施設、いい考えだろうと思うのだが、今ある8つの施設の中で振り分けすると、どれがどの施設になるか教えてください。

観光 課長 まず、収益施設については、物産会館、それから食堂、それから農産物直売所、この3つを収益施設としている。それ以外の施設を住民福祉を増進する施設ということで積算している。

川村 敏晴 あと、この株式会社まほろばさん、去年まで横井昌平さんが社長だったのではないかなと思うのだけれども、あれっと思っていただけ、非常に前任者一生懸命に頑張っておられていたなと思って拝聴していただけだけれども、この辺社長だけではなくて、役員体制なんかも大幅に変わったのだろうか。もし差し支えなければ教えてください。

観光交流室主幹 役員のほうは、今年の2月の総会で社長が替わったと聞いている。そのほかの取締役3名、それから監査役の2名については、同じ方になっている。

(「社長だけですね、変更なの」と呼ぶ者あり)

観光交流室主幹 そのとおりだ。

渡辺 昌 年間の指定管理料なのだけれども、今現在だと当初予算で1,000万円から1,100万円ぐらいだと思うのだけれども、これ見ると全然金額違うのだけれども、算定の仕方が変わったことでこんなに差が違ってくるのだろうか。

観光 課長 今回の改正の中身についてなのだけれども、収益の上がる施設については、先ほど申し上げた物産会館、それから食堂、食堂については売上げに対して8%という形で納付いただくのだが・・・すみません。違うな。これまできれい館だとかまほろば温泉が収益が上がらずに赤字になっていたわけなのだけれども、その分を収益の上がる施設の分を充てていたような形になっているけれども、今回は収益の上がる施設については、先ほど申し上げた売上げの8%という形で納付金をもらうことにしていて、それ以外の施設について、通常どおり使用料と管理費の差引きで指定管理料ということであるので、今まできれい館、まほろば温泉、赤字だったのだけれども、その部分を市からの指定管理料で支払うという形で今回大幅に額が変わったという形になっている。

渡辺 昌 前回の指定管理の契約のときも、きれい館の赤字分というのはかなり問題になっているし、ふだんでも修繕費問題になっていたわけだけれども、今回の指定管理の見直しによって、例えばきれい館に係る修繕費は全て市が負担するという考えでよろしいのだろうか。

観光 課長 これまでもきれい館の修繕、通常の維持管理的な修繕については指定管理料で見ているけれども、大きな工事については市で直営で負担していたので、その部分は変わらない。

渡辺 昌 この増えた分というのは、その修繕費をそのまま指定管理料に乗せたという考えなのか。よく分からないので、もうちょっと分かりやすく。

観光交流室主幹 大きな考え方として、今まできれい館、まほろば温泉等赤字のところ、食堂、物産会館の大きな売上げがあった部分の収入を充てていたというところで、指定管理者が幾ら稼いでも、きれい館、まほろば温泉のほうに利益が行って、指定管理者のモチベーションが上がらないというような指摘があって、今回の改正については、きれい館、まほろば温泉等の収入と経費の差額について、全て市で賄うということ

ろで、食堂、物産の売上げを投入しないという、分けて積算するという考え方でもって積算したものである。

渡辺 昌

コロナ禍の中で売上げが減った分を、これまでは市のほうで補填していたけれども、この体制になると、そういうものはなくなるということだよ。

観光 課長

物産会館、食堂については、あくまで売上げに対するとなるので、その補填はないというふうに考えている。突発的なもの、災害だとか、そういったものは別として、通常はないというふうに考えている。

大滝 国吉

年間の指定管理料、今6,000万円になっているが、前まではどのくらいになっていたのか。この契約する前は。

観光 課長

おおむね年間1,000万円程度であった。

大滝 国吉

そうすれば、温泉施設だけで5,000万円も上乗せしたということか。

観光 課長

これまでもきれい館とまほろば温泉合わせると、大体4,000万円から4,500万円程度の赤字があったので、その分は増えてくるということ考えている。

尾形委員長

ほかに。なければ、私から1点。これ今課長答弁したように、年間4,000万円から5,000万円ぐらいの赤字だったわけだ、この保養部分の施設に関して。村上市は、これ以前から話に出ていたのだけれども、きれい館とまほろば温泉の燃料費の高騰によってそれだけの赤字も出ているのだけれども、ゼロカーボンシティを村上市は目指しているわけだ。その中で、以前からこの委員会でも提案してきたように、木質バイオの給湯器みたいなのは、これだけの予算をかけるのであれば、私は設置できるのではないかなと思ったのだけれども、そういう検討というのはあったか。

観光交流室主幹

木質バイオマスについては、新しい道の駅についても検討している。他の道の駅等も視察したり研究したりしているが、木質バイオマスの供給先であったり、乾燥施設であったり、ただバイオマスのボイラーを入れればいいというだけのものでもない、その辺研究、それから検討するところが多いものであるから、すぐ導入というわけにはいかないというのが今現状である。

尾形委員長

この話は、私も議員になってから一般質問を始めて、もう10年もなるけれども、なった当初から言っているのだよね。村上市も木質のストーブとか、そういうのに補助金出しておきながら、それを供給する施設が市内にないわけだ、実際の話。だから、それも私は本末転倒だなと思っているのだけれども、今の議論を聞いて、副市長、どう思う。

副市長

ゼロカーボンシティを標榜する村上市であるので、今委員長おっしゃるとおりかというふうに思う。なお、いろいろな課題もそこにあるということも担当のほうから申し上げたわけであるので、リニューアルに向けては確実にそういったところの検討を具体的に進めてまいりたいというふうに思う。あわせて、今回単年度で6,000万円を超える指定管理料になったわけであるけれども、これまでの赤字部分というふうに言ってしまうとそれまでなのだが、どうしても必要であった金額を確実にということで約4,000万円か4,500万円、さらに電気料がこのたびぐんと上がっている。これを加味した上での積算であるので、当然来年、再来年とこの4年間の間に状況も変わっていくかと思うので、その際には段階的に見直すということも併せて含んでいるので、そこもご理解いただきたいというふうに思う。

尾形委員長

あと1点、まほろばさんに、当然仕様書の中でもうたっているのだけれども、前から話出ていたきれい館の利用料、また食堂の例えばメニューの単価なんかも変えられないわけだ、実際の話は、事業者側が。だから、状況に応じて私は利用料を上

観光 課長 げるとかというのは、やっぱり事業者判断がある程度あるべきかなと思うのだけれども、その辺どう思うか。指定管理の今制度の見直しもやっている中での話なのだけれども、その辺、課長になるのか、副市長になるのか、どちらでもいいけれども。利用料については、今までもいろいろと検討はしてきているところだが、まだ改正のほうは至っていない。今のこういう状況が、燃料費の高騰だとか、そういった状況もあるので、引き続き検討していきたいと思うが、ほかの施設との調整も必要かとなるので、その辺も併せて検討していきたいというふうに思っている。

尾形委員長 あと1点だけ教えてください。ちなみに、朝日のきれい館、年間利用者で年間の年間パスというか、それを使っている方ってどのぐらいいるか。年間の利用者数と、年間のパスを使っている方。すぐ出ないか。

観光 課長 すみません。年間の利用者数についてだけれども、きれい館については令和3年度だと13万6,900人という利用者である。すみません、年間パスのほうはちょっと今資料を持ち合わせていないので、後ほどお知らせさせていただきたいと思う。

尾形委員長 では、後で教えてください。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第152号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 引き続き議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。資料の10ページから12ページを御覧ください。施設名は、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」だ。指定管理者となる団体は、さんぼく体験交流企業組合で、指定の期間については、指定委員会の答申に付された附帯意見の趣旨を尊重いたして、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間としている。公募によらない理由といたしては、さんぼく体験交流企業組合は施設の設置目的を十分に理解し、常に利用者に対する配慮を心がけ、過去5期にわたり指定管理業務を行ってきた実績があること。また、豊かな自然や食の恵みなどの山北地域の魅力を発信する地域活性化の拠点施設として活動を続けるノウハウを備えていることから、引き続き公募によらず指定することを提案するものだ。指定管理料については、1年間で80万4,300円としている。なお、指定管理選定委員会からの意見といたして、さんぼく体験交流企業組合がこれまで担ってきた当該施設を拠点とした体験交流を通じた地域活性化に貢献している実績は評価できるが、一方で組合の経営状況は指定管理施設とは別に運営している食堂かがり火を要因とする厳しい財政状況があることから、選定委員会としては、経営改善に取り組むことが急務であると判断して、指定管理期間を3年から1年に短縮した上で、安定した施設管理に向けた組合の経営改

善状況を見極める必要があるとの附帯意見を付した上で了承の答申をいただいている。以上、よろしく願いいたす。

(質 疑)

本間 善和

課長、今の説明の中で、1年とした理由というのが、今までは3年、5年という格好でやってきたわけだけれども、これを指定管理している企業組合の経営しているかがり火の経営状況が不安だということで1年という結果が出ているというお話だそうよね。市として、この施設、マネジメントプログラムにも載っているわけだけれども、来年の3月末で結果を出すわけだけれども、副市長、どういう考え方でいこうと思っているのか。1年でこれ区切ってしまうという格好なので、この企業組合が、はっきり言えば経営状況が不安であれば、もうこれで終わりになるのだという考えなのか。それとも、別な企業組合でも施設としては継続していきたいという考えなのか。どういう意図だかちょっとお話しできればと思う。

副 市 長

マネジメントプログラムは今なお検討中ということであって、年度末までには一定の方向性を見いだしたいということで今進めている。ただ、今回のこの指定管理は、企業組合の経営状況がなかなか大変な状況にあると。ただし、それを今後上向きに改善が図れるならば、その後の指定もあり得るだろうという、そういう含みを持たせた提案にはなっている。したがって、マネジメントプログラムの方向性が年度末に出されるとしても、では例えばいつをもって廃止、中止するというような流れではなくて、やっぱりここをどのように活用していくのか、それを将来どう見極めるのかということところが、このマネジメントプログラムの議論になっているので、これとイコールで決めつけられるというものではないというふうにご理解をいただければありがたいと思う。

渡辺 昌

指定管理というよりは建物そのものなのだけれども、専門的な知識のある方が、単に老朽化ではなくて、かなり危険な域に入っているような話を伺ったことあるのだけれども、市のほうでは現状についてどのように判断されているか。

尾形委員長

八幡のやつ。八幡の本体自体を言っているの、今。

(「はい」と呼ぶ者あり)

観光 課長

やっぱりかなり年数たっているんで、老朽化が進んでいるというようなことで認識はしているが、具体的な調査まではしていないので、具体的なところはちょっと把握していない状況だ。

尾形委員長

ほかにないか。では、私から、これ選定委員会からこういう附帯意見が出るというのは、今まで村上市としても前例のないことなのよね。そのなった経緯というものというのが、企業組合さんで指定管理とは別にやっているかがり火さんという施設の赤字部分を指定管理料から補填しているようなふうに私今聞いていて感じたのだけれども、そのかがり火の決算状況というか、そういうのというのは、資料としてないのか。それを見ないと、だって、何とも言えないような気もするのだけれども。

観光 課長

指定管理の更新の時期の添付資料として会社の決算の資料は添付いただいているので、そういったものはある。

尾形委員長

皆さんにちょっとお伺いするけれども、これ今諮る前に、その資料を出していただいて、検討したらいかがかなと私思うのだけれども、どうだろうか。すぐあるのであれば。

本間 善和 多分私もうこの指定管理者選定委員会の資料として提出されたと思うのだ。その結果やはり負債があったり、かがり火ではなく、企業組合が経営に非常に不安定だと委員会で検討結果を出したと思うのだ。でも、私たちは非常にそれが見えないわけなので、これはどこまで公表できるのか分からないけれども、やはり根拠がなければ、わざわざ1年とした根拠なのだよね。それが見えないのだ。私も委員長と同感だ。

尾形委員長 ということで、資料を用意していただくのにどのくらいかかる。5分か10分あればできるか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(尾形修平君) 暫時休憩を宣する。

(午前11時03分)

委員長(尾形修平君) 再開を宣する。

(午前11時15分)

尾形委員長 初めに、この資料について副市長のほうから説明願う。

副市長 説明の前に1つお断りをさせていただく。さんぼく企業組合さんからは、指定管理者選定委員会に出された資料に限り提出してもいいという了解は得ているが、ここだけの扱いということで、そこはご了解いただきたいというふうに思う。

尾形委員長 この資料に関しては、委員会終わり次第回収させていただくので、よろしくお願ひしたいと思う。では、課長のほうから説明を願う。

観光 課長 今ほどお配りしたものについては、今回の指定管理の更新の際につけていただいた決算の一部となる。まず、損益計算書と貸借対照表というものをつけさせていただいている。損益計算書のほうは、右上に書いているとおり令和3年1月1日から令和3年の12月31日ということで、会社の決算の関係でこちらのほうの部分を出させていただいている。一番下を見ると、当期純損失ということで118万4,616円というような損失となっている。貸借対照表のほうなのだけれども、資産の合計、それから負債の合計等があって、右下のほうで資産の部の合計ということで、マイナス1,633万803円というふうになっているが、こちらがこれまでを含めた令和3年12月31日現在の状況ということである。以上だ。

尾形委員長 ちなみに、このさんぼく企業組合さんというのは、この交流の館「八幡」と、今言われているかがり火さんと、そのほかにはまだ事業というか、やっているのか。

観光 課長 以前は、地域中心とした体験だとか、そういった事業もやっていたようなものだけれども、今現在は施設を使った宿泊、それから体験の事業だけとなっている。

尾形委員長 では、皆さんから質疑を受けたいと思う。質疑のある方。今、今出されて、今、今の話なのでね。

川村 敏晴 この指定管理期間、1年の実績を、では次年度はどう評価するのかなというところの質問になるのだが、年間の赤字部分、100万円強というのか、ほぼほぼこの飲食店の経営から発生するというふうなところを考えていけば、この部分を、例えば飲食店の部分をやめて、宿泊者の共有施設みたいな格好で続けたいというふうな指定管理者側の次の試案が出たとしたら、市としてはどんなふうな判断をなさるだろうか。なかなか経営的な改善は難しいのではないかなと思うので、聞くのだけれども。

副市長 私からお答えさせていただく。まず、損益計算書だけれども、かがり火という部分の売上げは御覧のように飲食施設のほうだというふうに受け止めることができる。もう一つは、宿泊施設はその下につながる施設管理収入、これが指定管理料だというふうに捉えていただいて結構かというふうに思う。ただし、仕入れ原価、あるいは一般管理費のほうでその2つの売上げが分けられていないので、詳しい分析は、これだけを見るとなかなか難しいということになる。指定管理者選定委員会から指摘されたのは、貸借対照表上で繰越利益剰余金がマイナスの2,700万円を超えているという、こういう財政状況で少し心配があるねということで、やはり改善を図る努力をしていただけることによって安定した経営に向かっていくのだろうというふうに、そういうご意見をいただいた。今委員からご指摘されたように、1年間を待つてではなくて、もう今からすぐにかがり火の経営、あるいはそれを含めた、宿泊施設を含めた全体的な収益構造をどういうふうに改善していくのか、そしてまたその改善に向けて着実に進んでいるのかということをも月単位で検証しながら、確実にそっちのほうに向かっているのだねというふうなことを早い段階で見極めさせていただきたいというのが思いとしてある。だから、1年間待っているのではなくて、市もやっぱりお願いしている立場でもあるし、この施設は市の施設であるので、管理運営上、市がまるっきりお任せということではいけないのだろうというふうに受け止めているので、そこを月々の実績、それからそれに向かう改善計画、そういったのを見極めて判断していきたいというふうに考えている。

尾形委員長 これ私からなのだけれども、かがり火という施設自体は市の指定管理ではないわけだ。もともと交流の館「八幡」というのは宿泊施設なのだけれども、体験型というのは、いわゆる自分で材料を買ってきて、調理して、そこで食べるという施設なわけだよね。だから、無理無理この飲食施設を設置しているのがちょっとどうも私的には腑に落ちない部分があるのだけれども、その辺は今までの話合いの中でどういう見解なのだろう。

観光課長 実際そういった話も向こう、企業組合のほうにはさせていただいているけれども、組合のほうの考え方としては、やはり宿泊のお客様がいらっしゃるわけなので、サービスという意味も含めて今までは続けてきたというような状況である。

尾形委員長 サービスで続けてきた結果がこうなっているわけだから、何とも、一つの会社の経営内容だから、別に外野がとやかく言うわけではなくて、市としては、我々も含めて、交流の館「八幡」が市民の方、それから県外からいらっしゃる方に快適な状況で利用いただければ、それはそれでいいのかなというふうに思うけれども、受けているやっぱり事業体の内容がこういう内容であるから、こういう附帯意見が私も出たのかなというふうには思うので、その辺も含めて皆さんから意見をいただきたいなというふうに思う。指定管理者選定委員会としては、3年のところを指定管理期間を1年に縮めてということで、今副市長言われたように様子を見ようという判断でこの附帯意見つけたのだと思うので、ほかに皆さんから意見がなければそのまま進めたいと思うが、よろしいか。意見がないということで。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第153号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

尾形委員長　ここで観光課長から発言を求められているので、これを許す。
観光　課長　先ほどきれい館の会員の状況ということで質問をいただいたけれども、それについて報告させていただきたいと思う。こちらについては、令和3年度の状況であるが、個人会員については、人数で1,144人、それから家族会員というものもあるのだけれども、家族会員が合計で576件の、人数としては1,528人というような状況になっている。以上だ。

日程第7

議第156号　令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第5号）を議題とし、担当課長（観光課長　永田　満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光　課長　それでは、議第156号　令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。こちらについては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万円を追加して、予算規模を1億1,611万円にしようとするものである。内容についてご説明させていただく。議案書7Pと8Pをお開きください。歳入については、一般会計からの繰入金130万円を追加補正するものだ。めくっていただいて、9P、10Pをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の蒲萄スキー場運営経費で燃料費9万6,000円、それから光熱水費で電気料120万4,000円を追加補正するものだ。これについては、エネルギー価格の高騰に伴う影響額について増額補正をお願いするものである。以上だ。よろしく願いいたします。

(質 疑)

渡辺　　昌　補正内容とは違うのだけれども、間もなくオープンするので、お聞きする。先日議員のほうに配付あったグレープロードの崩壊か、その辺のところ説明を求めてよろしいだろうか。

尾形委員長　はい。

渡辺　　昌　この間議員のほうに13日付でグレープロードのほうで崩壊か、あれがあって、今シーズン、グレープロードを使わないというお知らせが入ったのだけれども、その状況について説明してもらえるか。

観光　課長　今回の崩壊については、8月の豪雨の水害の同じ場所ではなく、近くではあるのだけれども、先週の土日に大雨が降ったことによって、今週の8日の日に新たな場所が崩壊したというような状況である。

渡辺　　昌　グレープロード全部使えないということでもいいのよね。

観光　課長　場所としては、グレープロードを下りてきて、スキー場のほうと駐車場のほうに分かれる分岐点あると思うのだけれども、そこの若干上の部分になるのだけれども、幅で50メートルの、長さで80メートル程度の崩壊が発生したという状況だ。土砂自体はグレープロードのコースまでには至っていないのだけれども、そこはこれ以上広がらないように応急処置をする関係もあって、安全確保のためグレープロードは

今回閉鎖するというようなことで決定させていただいた。

河村 幸雄 電気高騰等によるゴンドラの使用料や料金的な設定というのは相当変わってきているのだろうか。施設の料金設定。

観光 課長 今回のリフト等の使用料については、特に見直しはしていない。

河村 幸雄 確かに営業業績がちょっと厳しい状況の中、その難局を乗り越えるために、それも一つの方法かもしれないけれども、新しく取り入れる取組というか、お客様への提案とか、それを乗り越えるための何か工夫というのがあったのだろうか。

観光 課長 特別今回新規でというようなことはしていないけれども、例年どおりとはなるけれども、いろんなイベント、それから小学生、中学生、子どもを対象とした無料日の設定だとか、あと下越地区のスキー協議会等とも連携してPR、それから今週も新潟のほうでイベントあるけれども、そういったイベントに参加しながらPRはしているところである。

河村 幸雄 一般のお客さんも大事なお客様だけれども、目的は子どもたちに滑ってもらい、子どもたちの学校から来る、そういう利用していただくということも大切なことであるということを常に聞いている。そういう予約とか何かというのは、例年以上に声をかけて使用してもらおうとか、今の状況というのはどんなものだろうか。学校側からの利用状況。

観光 課長 これまでも小学校のほうには学校授業の利用ということで声かけをさせていただいて、申込みいただいている。今の現状としては、当初6校申込みあって、16回のスキー授業というような予定であった。しかし、先般1校ちょっとキャンセルがあったという状況である。

河村 幸雄 何とか結果を出して、経営状態も結果を出して、来年につなげるようにやっていただきたいのだけれども、オープン時期も12月の24日ということで決められているかと思う。雪の量によっては、延長なんていうことが許されるのか、そういう意気込みでみんなが結果を出していこうということが私は大切だと思うので、そんなことが可能なのか教えていただきたいと思う。

観光 課長 今も24日のオープンに向けて準備をしているところである。職員もそういったことでお客様への対応も含めて臨んでいるところであるし、ちょっと延長については、なかなか難しいかなというふうには思っている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第156号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第160号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第160号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算(第3号)につい

てご説明いたします。1 Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款水道事業収益、第1項営業収益に893万6,000円を追加、第2項営業外収益には748万円を追加し、収益的収入の予算を11億9,468万円とするものだ。支出については、第1款水道事業費用、第1項営業費用に9,061万4,000円を追加、第2項営業外費用には270万円を追加し、収益的支出の予算を11億8,663万2,000円とするものだ。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。2 Pを御覧ください。収入については、第1款資本的収入、第2項出資金42万円を減額し、資本的収入の予算を8億9,881万2,000円とするものだ。支出については、第1款資本的支出、第1項建設改良費7万5,000円を減額し、資本的支出の予算を15億7,839万4,000円とするものだ。また、1 Pを御覧いただき、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6億7,958万2,000円については、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等の内部留保資金で補填するものだ。3 P、4 Pを御覧ください。補正の主な内容といたしては、収益的収入及び支出の収入については、1款1項2目受託工事収益では、消火栓の移設等に関わる受託工事収入として893万6,000円を追加し、2項2目他会計補助金については、8月3日からの大雨による応急給水活動費用のほか、職員人件費の調整により一般会計繰入金として748万円を追加するものだ。5 P、6 Pを御覧ください。収益的収入及び支出の支出については、1款1項1目原水及び浄水費で7,268万1,000円を追加するものだ。内容といたしては、浄水施設等修繕費には年度内不足見込額として138万7,000円を追加し、浄水用電気料では、現在契約している大手電力会社の料金値上げによる不足額として7,129万4,000円を追加するものだ。前年度の料金実績と比較いたすと約2.2倍の料金を見込んでいる。2目配水及び給水費では、929万6,000円を追加するものだ。内容といたしては、職員人件費の調整のほか、施設の老朽化により配水管等の大規模修繕が多く、予算不足が生じていることから、年度内不足見込額として784万3,000円を追加し、配水池等電気料については、先ほどもお話ししたけれども、現在契約している大手電力会社の料金値上げにより87万円を追加するものだ。3目受託工事費では、消火栓移設等工事請負費の不足見込額として893万6,000円を追加するものだ。4目総係費では、職員人件費の調整により29万9,000円を減額するものだ。7 P、8 Pを御覧ください。2項3目雑支出については、応急給水派遣都市費用270万円を追加するものだ。内容といたしては、8月3日からの大雨の際に応急給水で支援いただいた他市職員の時間外手当や給水車の燃料費等である。9 P、10 Pを御覧ください。資本的収入及び支出の収入については、1款2項1目出資金では、職員人件費の調整により一般会計出資金42万円を減額するものだ。11 P、12 Pを御覧ください。資本的収入及び支出については、1款1項2目改良事業費では職員人件費の調整により7万5,000円を減額するものだ。以上、上水道事業会計補正予算の概要となる。ご審議いただくようよろしくお願いいたします。

(質 疑)

本間 善和

課長、8 P、応急給水派遣都市の費用という格好で、これ他市の応援職員の時間外というお話だったが、大体何人ぐらい、何時間あったものか。何市まで分かれば、お願いしたいのだけれども。

上下水道課長

すみません。人数のほうまではちょっと把握していないが、新潟市をはじめとする13市から給水の応援をいただいている、県内は。県外は、神奈川県山北町のほう

から1台、そして福島県相馬市からは給水車を1台、職員はつかなかったのだけれども、給水車1台を協力していただいている。

本間 善和 結構だ。分かった。
尾形委員長 人数のほうはいいよね。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第160号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第161号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第4号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第161号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款水道事業収益、第2項営業外収益に1,345万4,000円を追加し、収益的収入の予算を3億6,607万2,000円とするものだ。支出については第1款水道事業費用、第1項営業費用に1,155万4,000円を追加、第2項営業外費用に190万円を追加し、収益的支出の予算を3億6,607万2,000円とするものだ。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款資本的収入、第2項出資金に44万6,000円を追加し、資本的収入の予算を4億8,179万8,000円とするものだ。2Pを御覧ください。支出については、1款資本的支出、第1項建設改良費に収入と同額の44万6,000円を追加し、資本的支出の予算を6億6,101万円とするものだ。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,921万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものだ。3P、4Pを御覧ください。補正の主な内容といたしては、収益的収入及び支出の収入については、1款2項1目他会計補助金において浄水用電気料及び配水池電気料の不足額、そして8月3日からの大雨による応急給水活動費用のほか、職員人件費の調整により1,345万4,000円を追加するものだ。5P、6Pを御覧ください。収益的収入及び支出の支出については、1款1項1目原水及び浄水費の浄水用電気料1,048万8,000円と2目配水及び給水費、配水池電気料125万4,000円については、現在契約している大手電力会社の料金値上げによる不足額を計上するものだ。4目総係費では、職員人件費の調整により18万8,000円を減額するものだ。2項3目雑支出については、応急給水派遣都市費用190万円を追加するものだ。内容といたしては、先ほども説明したけれども、8月3日からの大雨に応急給水で支援いただいた他市職員の時間外手当や給水車の燃料費等である。7P、8Pを御覧ください。資本的収入及び支出の収入については、1款2項1目出資金では、職員人件費の調整により一般会計出資金44万6,000円を追加するものだ。9P、10Pを御覧ください。資本的収入及び支出の支出については、1款1項1目改良事業費では職員人件費の調整で、収入と同額

の44万6,000円を追加するものだ。以上、簡易水道事業会計補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第161号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第162号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第162号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益に5,290万1,000円を追加し、収益的収入の予算を39億6,590万1,000円とするものだ。支出については、第1款下水道事業費用、第1項営業費用に収入と同額の5,290万1,000円を追加し、収益的支出の予算を39億6,590万1,000円とするものだ。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。2Pを御覧ください。収入については、第1款資本的収入、第6項出資金から5,290万1,000円を減額し、資本的収入の予算を42億4,406万8,000円とするものだ。支出については第1款資本的支出、第1項建設改良費に148万1,000円を追加し、資本的支出の予算を57億535万2,000円とするものだ。また、1Pを御覧いただき、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14億6,128万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものだ。3P、4Pを御覧ください。補正の主な内容といたしては、収益的収入及び支出の収入については1款2項1目補助金では、資本的収入から財源更正を行い、一般会計繰入金5,290万1,000円を追加するものだ。5P、6Pを御覧ください。収益的収入及び支出の支出については、1款1項1目管渠費のマンホールポンプ電気料531万7,000円と2目ポンプ場費のポンプ場電気料88万8,000円及び3目処理場費の処理場電気料4,863万8,000円については、現在契約している大手電力会社の料金値上げによる不足額として追加するものである。5目総係費では、職員人件費の調整により194万2,000円を減額するものだ。7P、8Pを御覧ください。資本的収入及び支出の収入については、1款6項1目出資金では、一般会計からの繰入金である出資金の財源更正を行って、5,290万1,000円を減額するものだ。9P、10Pを御覧ください。資本的収入及び支出の支出については、1款1項1目建設事業費では、職員人件費の調整で148万1,000円を追加するものだ。以上、下水道事業会計補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(質 疑)

川村 敏晴 出資金の5,290万1,000円の減額というのは、今回の水害で発生した被災家屋等に影響して、こんなに減ったというふうな見方ができるのだろうか。

上下水道課長 出資金の減額・・・

川村 敏晴 出資金が5,290万1,000円減っているわけだよね。これは利用者が減ったというふう感じたのだけれども、水害の影響なのかなというふうなところだ。

上下水道課長 出資金の減額については、収益的収入及び支出の収入の部で5,290万1,000円を追加しているのだけれども、そちらのほうに充てたものである。内容といたしては、電気料の不足分の追加と職員人件費の補正減についてである。

川村 敏晴 出資金の説明で、出資者というふうな理解で、ちょっと素人考えで、要は下水道の契約者の件数の移動に関わるものなのかなというふうなことで今聞いていたのだが、全くそういう問題ではないということだね。

上下水道課長 そういったことではない。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第162号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

上下水道課長 先ほど本間委員のほうから応急給水派遣都市の延べ人数ということだったけれども、私把握していないと言ったのだが、把握していた。すみません。延べ人数でいくと242人だった。大変失礼いたしました。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）閉会を宣する。

（午前11時53分）